

平成 19 年度 北九州芸術劇場「舞台技術公開講座」
～舞台技術の安全な運用と管理をめぐる～

主催 財団法人 北九州市芸術文化振興財団 / 公共劇場舞台技術者連絡会

事業報告書

北九州芸術劇場
KITAKYUSHU PERFORMING ARTS CENTER

●はじめに

この報告書は、今(平成 23 年 6 月)を遡ること三年半、平成 19 年 11 月 20 日に開催された北九州芸術劇場「舞台技術公開講座」～舞台技術の安全な運用と管理をめぐって～の抄録です。

本研修会の主要テーマである「劇場等演出空間運用および安全に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」づくりは、この平成 19 年 2 月 22 日に設立された劇場等演出空間運用基準協議会(以下、基準協)によって、文化庁の助成事業として取組みが始められ、今日まで継続されています。

また、同年 5 月 23 日、彩の国さいたま芸術劇場に於いて、公共劇場等 11 施設の舞台技術者を発起人とする公共劇場舞台技術者連絡会(以下、公技連)が設立されています。

本研修会は、公技連の平成 19 年度事業計画・技術研究会として、公技連、財団法人北九州市芸術文化振興財団の主催により、北九州芸術劇場・提携事業として開催されました。

年度途中の開催のため、予算措置がむずかしく、北九州側が会場提供と事業広報及び実施に伴う事務、公技連側が事業企画、会員施設が旅費負担という変則的な事業形態でしたが、会員相互の理解と交流が深まる機会となりました。

今日、公技連の活動も 5 年目を迎え、技術研究会も北九州芸術劇場を皮切りに、2 年目オーバードホール(富山市芸術文化ホール)、兵庫県立芸術文化センター。3 年目滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール、いわき市芸術文化交流館アリオス。4 年目 SPAC(静岡舞台芸術センター)、りゅーとぴあ・新潟市民芸術文化会館。そして本年 5 月まつもと市民芸術館と、全国各地の会員施設で継続・開催されております。

また、設立当初からの目標であったホームページも立ち上がり、これまでの活動の歩みを振り返り、その成果を検証し、公開することが公技連の使命となっています。

本年 5 月の総会において、設立趣旨である公立文化施設を安全に運営し、その機能を十分に活用して創造的な舞台芸術を製作する一助として、これまで開催された各技術研究会の記録をまとめ、ホームページ上で公開することが提案されました。

以上のような経緯から、北九州芸術劇場では、「公技連 第1回技術研究会」の事業報告書として、改めて当時の録音データをまとめましたので、ご一読いただければ幸甚です。

なお、今日までこの作業を放置したことは筆者の責任であり、この機会にお詫び申し上げます。

平成 23 年 7 月

北九州芸術劇場

シアターコーディネーター／舞台技術課長

垂水 健治

目次

実施記録	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第一部 事例検証	「北九州芸術劇場 中劇場における舞台の安全管理」	4
参考資料	「北九州芸術劇場 照明作業における注意事項 中劇場編」	6
第二部 現状報告	「基準協・公技連 事務局」	13
	「基準協分科会」	15
第三部 パネルディスカッション	「劇場等空間演出の運用および安全に関するガイドライン」	
	～舞台技術の安全な運用と管理をめぐる～	17

実施記録

◇開催日 平成19年11月20日(火)

◇会場 北九州芸術劇場 小劇場

◇参加者 県内公立文化施設関係者 27名
県外公立文化施設関係者 3名
北九州市舞台事業者関係 6名
公技連会員施設 11名
北九州芸術劇場舞台技術課 25名

～プログラム～

◇第一部 10:30～12:00

事例検証 「北九州芸術劇場 中劇場における舞台の安全管理」
乳原 一美(北九州芸術劇場 照明係長)
「中劇場 バックステージツアー」
渡部 洋士(北九州芸術劇場 舞台技術統括)

◇第二部 13:00～14:00

現状報告 「基準協・公技連事務局」
白神 久吉(彩の国さいたま芸術劇場 管理課長)
「基準協分科会」
伊藤 久幸(新国立劇場 技術部長)

◇第三部 14:00～16:30

パネルディスカッション 「劇場等空間演出の運用および安全に関するガイドライン」
～舞台技術の安全な運用と管理をめぐる～
鈴木 恒男(神奈川県民ホール ホール課長補佐)
武藤 一郎(青山劇場 舞台技術部長)
白神 久吉(彩の国さいたま芸術劇場 管理課長)
林 丘夫(びわ湖ホール テクニカルマネージャー)
市来邦比古(世田谷パブリックシアター テクニカルマネージャー)
伊藤 久幸(新国立劇場 技術部長)
伊藤 英行(新潟市民芸術会館 舞台技術係)
渡部 洋士(北九州芸術劇場 技術統括)
関谷 潔司(兵庫県立芸術文化センター 舞台技術専門員)
進行:垂水 健治(北九州芸術劇場 シアターコーディネーター)

第一部

事例検証 「北九州芸術劇場中劇場における舞台の安全管理」

報告者 乳原 一美(北九州芸術劇場 照明係長)

目的 劇場技術管理者として演劇専用空間としてつくられた施設を、どのように運用しているのか。特に作業の安全性と作業効率の確保をどう成立させているのか、具体的な取組みを紹介する。

概要 現在、舞台技術課は機構係9名、照明係8名、音響係7名おり、劇場技術管理だけでなく、外部公演もふくむ創造事業の公演スタッフ、学芸事業の講師やアウトリーチ事業の技術スタッフも業務もやっている。

また、北九州芸術劇場は大ホール、中劇場、小劇場をそれぞれ特性、仕様の異なっているため、劇場技術管理のあり方が懸案となっている。

このため、業務の懸案事項や課題を洗い出し、全体の共通認識となるよう、毎月1回技術全体会議を実施し、創意・工夫によりこれらの解消に努めている。

ここでは、「北九州芸術劇場・作業照明作業におけるお願い」(文末資料)の内容を骨子に、中劇場での取組みをご紹介します。

まず、中劇場は演劇専用としての機能を追求《残響の少ない、最大視距離の短い》、収容人員700名の観劇しやすい空間となっているのが特徴で、照明に限定すると3基あるライトブリッジは30A調光ユニットが61回路と、あらゆる演目に対応できるインフラが整備されている。

したがって、照明係は劇場の全体スケジュールを勘案しながら、中劇場で行われる事業規模、演目や作業内容に合わせてフレキシブルに、1~4名の配置で事故が起きないように努めている。

さて、そのような劇場技術管理者の立場で、なぜ、事故が起きてしまうのか考えると、無理な作業日程、無計画な作業工程、無駄な作業進行、無知な作業内容といったことに行き着く。

それでは、劇場技術管理者として、どうすれば事故を未然に防ぐことができるのか。ツアースタッフとして経験したことは、仕込み、パッチ作業が終わると、管理者が現場を離れるホールが多いということ。管理者は作業者と一緒にいることが重要で、照明作業があるうちは、現場を離れないことが原則。

それから、落とさせないこと。ギャラリーやブリッジでの作業前、作業者に「落とさないでくださいね。」と声をかけ、必ずポケットの中を確認してもらうことで、注意を促すだけでなく、コミュニケーションにつながり、事故が回避できる。

その次は転ばさないこと。管理者は舞台上が煩雑になったら放置せず、片付けに手を貸すこと。細やかな心配りが円滑な作業につながり、事故の要因を減らすことになる。

そして脚立作業。ただ見ているだけでなく、一緒に支えること。作業者が何かやっているときに、管理者が少し手を出すことは危険を回避できるだけでなく、ともにという意識につながる。

また、禁止ではなく、根拠を示すこと。なぜ、禁止事項なのか管理者が理解しないまま作業者に遵守させることは劇場技術管理とはいえない。

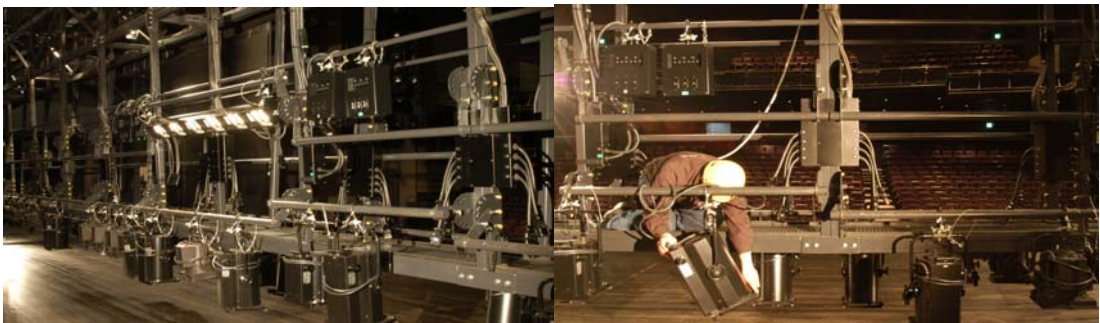
次はわかろうとすること。そしてきちんと見ること。これらを基本として、劇場技術管理に取り組んでいるが、これから照明ブリッジ作業を例に、安全作業の具体的な取組みをご紹介します。

中劇場のブリッジの特徴は、上段、下段、床の真下。そして前側にも、上段、下段吊ることが可能。

つまり、ブリッジ1基でサスペンペンライト5本分の機能があり、この吊込み部分のバトンは上下可変式となっており、灯体の種類により、作業のしやすい位置で固定し、フォーカスができる。

当初は床の下にはボーダーライトがあったが、着脱が簡単なので現在は撤去し、より一層演劇に即した舞台環境をつくり、ボーダーライトの使用もこの一年間ない。これは当初作業灯としての役割もあったためであり、撤去したボーダーライトの一部を上段に移動し、これが現在の作業灯となっている。

次の特徴はフライ(コンセント)ダクトがないこと。代わりにコンセントボックス《30A4 回路2口》をブリッジの柱に装備。これにより、フライダクトが障害になって作業が無理な姿勢でフォーカシングを行ってきたこれまでのブリッジの問題点が解消され、ブリッジでのフォーカシングの安全と作業性の向上を図られている。



《照明ブリッジ仕様》

《フォーカシング作業》

また、作業者は安全帯を装着し、ブリッジ上部レールのランナーに安全帯のランヤードをかけ、ブリッジ上を自由に動くことができる。

そして、安全帯の選定については、ランヤードが伸縮式とロープ式を実際の作業に則して検証。伸縮式はたわみがない反面、床に腹ばいになっての作業では身体が引っ張られ、作業上で支障が出たが、ロープ式の場合、そこから先はみ出すと危険という地点で引っ張られ、危険が回避でき、腹ばいで作業ではランナーとランヤードの距離がぴったり合ったため、ブリッジ作業にはロープ式を採用。

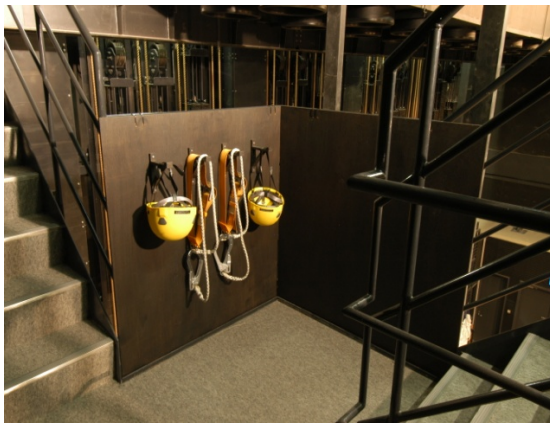
同様に、ヘルメットも同様に数種類を検証。その結果、つばのある一般工事用ではなく、作業性を重視し、つばのない視認性・装着性に優れた高所作業用ヘルメットとした。

重要なことは、照明係全体で取組んだことにより、安全な作業環境をどう提供するかということが、劇場技術管理者の仕事として定着し、重要課題として取組む姿勢が継続していること。

また、このブリッジの特色として、吊換えや大きく移動する際の安全性を確保するために、ブリッジ上部に作業者のための調光ができるワークライトを設置。作業者が他の作業者の支障にならないよう注意しながら、このワークライトを使用することで危険性が低減されている。

その他、ギャラリー等、高所作業の場合、作業者の通る経路にヘルメットと安全帯を配置。作業員への注意喚起の効果。中劇場は、シーリングやフロント室は作業時の危険がない構造的なので、ヘルメットや安全帯の装着は義務づけていないが、これらの諸室からブリッジやギャラリーへ移動中に装着しなくて済む。ヘルメットや安全帯の装着については、安全性と作業効率を考え、柔軟に判断するというのが基本スタンス。

また、カラーフィルターや球換え電球が簡単に舞台から届けられるよう、ギャラリー手摺に滑車を固定、ロープで吊るした買い物籠でやりとり。作業効率を上げ、作業員がわざわざ舞台に戻らずに済むことで、焦らず余裕を持った作業が実現。



《安全带・ヘルメットの設置》



《ギャラリー設置買物籠》

そしてアップライト(高所作業台)。この後のシンポジウムでも議論されると思うが、「北九州芸術劇場・作業照明作業におけるお願い」のとおり。

その他の高所作業として客席内に設置されたバルコニーライト。客席の手摺を越えての作業となるため、落下防止用の安全带ランヤードがかけられる足台を設置。また、この足台の裏側は照明30Aコンセントとなっており、狭いスペースで効率的と安全に作業できるよう工夫。

最後に安全への近道は徹底した整理・整頓につきます。この後の中劇場バックステージツアーでご確認願うこととし、基本は大・中・小とも同じ考え方で物品を整理・収納し、舞台技術課の誰がどこを担当しても返却確認を確実にを行うことを徹底して守っている。



《使用者が使い易く、返却し易い整理・整頓の例》

具体的には、整理・整頓は作業効率を考え、ケーブルラックがどの種類、どれだけの量を使用しているのか、一目瞭然になるよう、表:白(完納)、裏:赤(使用中)の札を設置。返却の際は赤が目印、使用数を戻したら白に裏返す。

ローホリの撤去や倉庫から機材を持ち出す場合、それぞれに合わせた専用の棚型台車をつかって収納。舞台奥の通路は棚型台車収納スペースになっており、ここで出演者等の着替え等がある場合は、支障の出ない場所に劇場側が移動。

スペースに余裕のある劇場ではないので、舞台周辺にある物はすべて簡単に移動できるように工夫し、公演側の使用できるスペースの自由度を提供することも、劇場技術管理のあり方として追及。

最後に、北九州芸術劇場は3つの建物の高所階をつなぎ、劇場施設が分散配置されている特殊性があるため、劇場技術管理のあり方を常にどう進化させるかが課題。使用された方の率直な御意見を参考に、今後も創意・工夫により、使い易い劇場をめざしたい。

北九州芸術劇場 照明作業における注意事項

中劇場編

- 仕込みに入る前に
- 仕込み作業に入る前に、劇場係員との打ち合わせを必ず行ってください。搬入器材が有る場合もしくはカンパニー側の事情によって先に搬入されても結構です。
 - 劇場器材の保管場所が数カ所に亘っているので、カンパニーが使用する器材の所在を仕込み前に劇場係員に確認してください。
 - 当劇場の器具類には既存のメーカーの製品や設備に固有の改良を加えたり特注仕様のものが多数有ります。取り扱いについては劇場係員に確認の上使用するようになしてください。
 - 当劇場は複合施設のなかに属するため、セキュリティ上立ち入りを禁止したり、通行を制限している箇所が多数有ります。特に電子錠やカードキーになっている扉の通行はご注意ください。
 - 持ち込み器具がある場合、当劇場には T 型コネクタのついたケーブル類は一切ありませんので注意してください。
 - 当劇場は複合施設の中に属するため、防災管理もリバーウォーク内一括で行われています。それにより万が一照明器具等の不良により漏電等が起こると建物内全体に警報が流れるシステムとなっています。持ち込み器具等の事前チェックは充分行ってください。
- 搬入
- 搬入口は地下1階で、11t 車1台分の駐車スペースとプラットホームの構成になっています。搬入用エレベーターで7階舞台面へという搬入経路になっています。朝の搬入時には予め決められた搬入の段取りでの車両進入をお願いします。なお、他テナントの商品搬入等と時間的に重なる場合があります。時間には余裕を持つことをおすすめします。
 - 駐車場はありません。近隣の有料駐車場を使用してください。搬入口に止めることは可能ですがカンパニースタッフ内で調整してください。
- 楽屋口
- 楽屋口はリバーウォーク 1F 北側従業員用出入り口と共用になっています。警備員に劇場へ行く旨を告げ、文化エリア乗用エレベーター(2台口)で7階楽屋口へお進み下さい。尚、1台口の中型エレベーターは小劇場搬入用ですので使用を控えてください。
- 係員事務所
- 劇場事務所は7階にあります。お気軽にお越し下さい。
 - コピー・FAX等は有料にて利用できます。詳しくは事務所係員まで。
 - 宅配便の受け取り・発送につきましては係員にご相談下さい。
 - 郵便局は近所にありますのでご案内します。
- 仕込み
- 基本的に C30 のコンセントは 30A のユニット、C60 のコンセントは 60A ユニットです。

- コンセントに「マルチ」と表記されている回路は他のコンセントとコンモになっています。コンセントのそばに『どことコンモになっているか』が書かれていますので、仕込みの際にはご注意ください。詳しくは係員にお問い合わせ下さい。
- コンセントに「ND」と表記されている回路はリリーススイッチによる純直です。調光データでON/OFF 出来ませんが、調光は出来ません。純直が必要な器機に使用してください。
- ハンガーは特殊仕様の物になっています。装着の際、スプリングワッシャーが入っている蝶ね側はしっかりとねじ込んでください。アルミハンドル側はダボの溝には噛みませんので注意してください。
- アルミハンガー(軽量ハンガー)使用の際には制限重量 6kg を厳守してください。また、アルミハンガーを使用してのアオリ吊りや、ペンチ等工具での締め付けは禁止します。
- 当劇場の機材には万全を期すため、吊り込み時、器具本体の落下防止ワイヤーはもちろん、バンドア、先玉、マシン類等本体と切り離しが可能で落下の危険性がある物には落下防止ワイヤーの装着をお願いしています。また、ワイヤーの掛け方も器具所定の位置にかけてください。
- 8インチのフレネルレンズスポット、フラノコンベックススポットは 1.5kw です。容量や発熱量にご注意下さい。
- 当劇場は色わくとして器具からの落下防止ワイヤーを受けるワイヤーリング付きで、不燃素材を用いたハイパーフィルターホルダーを用意しています。
- 持ち込みの紙製色枠は防災加工をしてあるものに限り使用を認めます。尚、色枠は所定の位置に差し込み、ロックをかけてください。
- パーライト等にはバインド線などでの色枠落下防止はありません。出来る限り劇場にあるハイパーフィルターホルダーを使用してください。
- 電動バトン、ブリッジ、点吊り装置については劇場係員が安全確認の上昇降の操作を行います。昇降操作中はその直下の通過をしないようにしてください。
- ブリッジ・サス・アッパー・ホリゾントライトや電動バトンのアップダウンは照明係員に申し出てください。安全確認の上、係員が操作盤に操作を依頼します。
- フライブリッジにはコンセントダクトがありません。回路ボックスから直接回路がコネクターで出ています。
- フライブリッジには調節可能な可動式バトンが前に上下2段、後ろに上下2段、固定のバトンが下段に1段あります。前の2本はブリッジの文字を使用すると使えません。後ろの2本の内、下段は簡単に位置調節が出来ますが、上段は工具が必要になります。下段のシェードはブリッジの床板を跳ね上げることで可能です。尚、中劇場にはボーダーライトが設置されていませんが、必要に応じて仕込むことが可能です。作業灯としてバンチライトが設置されています。必要に応じて増減してください。
- バルコニーに仕込む際は必ず割りハンガーを使用してください。普通のハンガー等でアオリ吊りは原則として禁止します。
- 美術バトンへの吊り込みは可能です(バトン径 48.6mm)
- 美術バトン等吊り込みのためケーブルを降ろす場合はロープやバインド線を使用し、しっかりと固定してください。ビニルテープ、ガムテープ等の使用は禁止します。尚、バトン内の要

所要所のケーブル止めにはビニールテープを使っても結構です。

- 東西バトンへの吊り込みは他の吊り物機構に干渉しますので、係員の指示に従ってください。原則としてシュートするまでは真下向きとします。
- 手引きバトンへの吊り込みの場合、カウンターウエイトの重量調整は必ず行ってください。カウンターウエイトの重量は 10kg です。
- 電飾持ち込みの場合、配線図(消防署の許可を得た物)の提出を予めしておいてください。
- 灯入れ関係の仕込みがある場合は定格容量のブレーカーを必ず入れてください。
- プロセニアムバトンは3分割になっています。一斉運転のみで個別運転は出来ません。回路は客席天井からの立ち降ろしとなります。タツパによってはバトンを1本1本切り離しておかなくてはなりませんのでご注意下さい。
- 舞台袖に回路が有りません。舞台前・舞台奥のマルチ盤、ギャラリーコンセント、東西バトンの回路から引いて使用してください。この引き回し用に4ch マルチケーブルを用意しています。
- 丸茂電機製 RIKURI にはカラーフィルターの損傷防止のためにアダプターを取り付けることをお勧めします。使用しない場合のカラーフィルターの損傷については当劇場ではその責を負いませんのでご了承下さい。アダプターを使用する場合、フィルターサイズは6インチとなります。

シュート

- ブリッジへの乗り込みは安全確認のため下手からの乗り込みのみと制限しています。乗り込みの際は照明係員が渡橋の操作を行いますので申し出てください。ブリッジ上では必ず安全帯を使用してください。劇場で数本用意してありますので係員に問い合わせてください。劇場で用意してあるは高所作業に特化したヘルメットです。強制はしませんが着用をおすすめします。また、ブリッジは乗り込み面より若干下がった状態でも乗り込めるように作られていますが、オペレーターサイドで危険だと感じたときには無理をしないで必ず申し出てください。乗り込み面までブリッジを移動させます。
- 電動アップライトタワーを使用の際は、アウトリガーを必ず設置し、搭乗者はヘルメットと安全帯を使用してください。必ず2名以上でタワーを支え、下にいる人はヘルメットを着用してください。移動の際には周囲や床面の状態に充分注意の上一定の高さまで降りてから移動させてください。(伸ばしたままでの移動禁止)
- 客席サスは作業用ゴンドラにてほぼタツパのままシュートすることが出来ます。作業用ゴンドラは2機用意されています。人力駆動、重量制限 100kg、搭乗人員1名の仕様です。使用の際は係員が取扱説明をし、付き添いますので申し出てください。作業用ゴンドラでの作業の際はヘルメットと劇場で用意する全身ハーネスを着用してください。この作業用ゴンドラを演出効果用として使用することは絶対に出来ません。
- シーリングの床面に客席天井スピーカーが突出しています。また、同じ床面に照明のコンセントダクトやコネクター、ケーブル等も露出しています。足下には十分注意してください。
- シーリングの器材は3段吊りになっています。上段(凸)→下段(凸)→中段(RIKURI)の順で

のシュートをお勧めします。

- スモークマシン、フォグマシン等を使用される場合には申請済みであっても使用する前に係員に申し出てください。また、床面はベニヤ等を下に敷いて漏れた液が舞台上に付着しないように防護してください。
- 高熱になる器機があります。火傷には充分気をつけてください。

明かりあわせ

- 客席にデザイナーデスクとしてクリアカム並びに手元明かりを設置できます。早めに係員に申し出てください。
- また、マリオネットスターのCRT表示をデザイナーデスクにて確認することが出来ます。設置に時間がかかりますので予め申し出てください。

調光室

- 室内禁煙です。喫煙は館内指定場所もしくは楽屋(スタッフ控え室)にてお願いします。
- 調光卓の前での飲食はご遠慮願います。飲食の際はサイドテーブルもしくはソファەرでお願います。
- 紙類のゴミは調光室のゴミ箱に捨ててもかまいませんが、弁当殻やビン・缶・ペットボトル等のゴミは楽屋(スタッフ控え室)にお持ち帰り下さい。
- 基本的に劇場係員が常駐します。場合によっては席を外すときがありますがご了承下さい。その際には係員専用内線をご連絡します。
- 室内灯は蛍光灯・レールライト(調光可)・リトライト・出入り口灯(調光可)の4種類があります。必要に応じて使用してください。
- 音声モニターは常時エアモニと、音響室から送られてくるラインを混ぜて使うことが出来ます。
- クリアカムは基本的に A 回線＝舞台監督、B回線＝音響系、C 回線＝照明デザイン系、D 回線＝照明ピンスポット系となっています。
- ワイヤレスインカムを8対向用意しています。使用されるときは係員に申し出て使用記録に必要事項を記入の上ご利用下さい。回線的には C 回線(照明デザイン系)に入っています。取り扱いには充分注意してください。破損・紛失の場合には保証していただきます。(子機1台当たり16万円します)通話範囲は奈落・ロビー・楽屋を除く中劇場エリアです。(ピンスポット室ではクリアカムを使用してください)
- 調光データは COMOS・マリオネットⅢ型・マリオネットスターのデータを読み込未・書き込みが出来ます。基本的に劇場でデータの保管はいたしませんので、保存の必要なデータの場合にはフロッピーディスクを持参下さい。
- データのプリントアウトを希望する場合は用紙を持ち込んでください。劇場側で用意する場合は1枚10円になります。
- 基本的には防音施工してありますが、窓ガラスを通じて若干の音漏れがあります。本番中はご静粛に願います。
- 空調は室内に調整器があります。機器の安全運行を行うために少々低めに設定してあります。

- 室内の電話は外線を受けることは出来ますが、発信は内線専用です。外線へは各自携帯電話もしくは館内公衆電話をご利用下さい。
- 客席誘導灯の消灯は可能です。消灯を希望される場合には申し出てください。消灯できる最大範囲は「客電が落ち始める時から客電が点ききった時まで」です。尚、客席足下灯は消灯できません。
- 客入れ後の客席と舞台方面の通路は1階客席面下手のみとなります。

ピンスポット室

- 室内禁煙です。喫煙は館内指定場所もしくは楽屋(スタッフ控え室)にてお願いします。
- 客席から見えるところでの飲食はご遠慮下さい。ソファー・サイドテーブルを用意していますのでそちらでお願いします。
- 室内にはゴミ箱を設置していません。ゴミは必ず楽屋(スタッフ控え室)へ持って行ってください。
- トイレは上手側廊下にあります。男女兼用となっていますので、マナーを守って利用してください。尚、ここも禁煙です。
- 室内灯は蛍光灯・レールライト(調光可)・ピンスポット用手元明かり・リトライト(譜面台用)の4種類になっています。必要に応じて使用してください。
- 整流器はピンスポット室下手にあります。使用時には劇場係員にお申し出の上、各自でスイッチを入れてご使用下さい。使用が終わりましたらピンスポット本体のファンが停止してから整流器の電源を落としてください。
- 退館時には各室内灯および廊下・トイレの電灯は消灯してください。
- 基本的には防音施工してありますが、窓ガラスを通じて若干の音漏れがあります。本番中はお静粛に願います。
- 音声モニターは常時エアモニと、音響室から送られてくるラインを混ぜて使うことが出来ます。モニタースピーカーの電源を各自で入れてください。終演時には電源を切ってください。
- 空調は管制運転となっていますが多少の温度変更が出来ます。暑い場合には劇場係員まで申し出てください。
- 室内の電話は外線を受けることは出来ますが、発信は内線専用です。外線へは各自携帯電話もしくは館内公衆電話をご利用下さい。
- 室内壁面やガラス面へのテープ類の使用はご遠慮下さい。バミリ用にはホワイトボードを用意していますのでそちらを使用してください。
- 終演後、各灯体の状態は次のようにしてください。シャッター→OPEN カッター→CLOSE ダウザー→OPEN
- 客入れ後のピンルームへの経路は上手舞台袖階段を9階面まで登り、シーリング通路を通らずにそのまま脇廊下を通ってください。途中で客席裏キャットウォークの蛍光灯のスイッチがあります。操作しないように注意してください。

本番

- 本番中は原則として係員が調光室に在室します。
- 災害等緊急時は係員の指示に従って処置を行い、速やかに避難してください。

- 所持品や貴重品の取り扱いにはご自身で充分お気をつけ下さい。

バラシ

- 原則として幕前は基本仕込みへの現状復帰をお願いします。移動器材は元有った収納場所への返却収納してください。サスやブリッジの 8inc フレネル・凸と RIKURI はそのままの結構です。(色・種板・回路はバラシです)

特殊器材

- 特殊機材は別途料金が掛かります。BARCO プロジェクター・2.5kw PANI プロジェクター・1.2kwHMH-EQS10 (改)・2.5kwARRI コンパクトを使用の場合は予め申し出てください。
- 当劇場のエフェクトマシンは DMX 制御型と従来型の2機種となります。DMX 制御型はマシン単体では動きません。マシンコントロールボックスの数に限りがありますのでご注意ください。また、従来型は共用機材となっていますのでご了承下さい。
- エフェクトマシンのランプハウスは光量が強く、従来のフィルムを使用した種板の場合損傷を与えるおそれがあります。予めご了承下さい。
- 特殊器材は照明収納棚に収納されています。電動リフトを使用する際は劇場係員まで申し出てください。なお、本番中はお断りする場合があります。また、器材保管諸室からの移動距離が長いので器機の取り扱いには充分気をつけてください。原則的には使用者の皆さんでの移動となります。
- 劇場所有器材で DMX 制御機器は予め DMX アドレスが割り振られています。DMX 器機を持ち込まれる際にはそのアドレスは避けて計画してください。

共用器材

- 共用機材については優先順位があります。財団主催事業等での使用が予定される場合には中劇場で使用できない場合がありますので必ず担当係員にお問い合わせ下さい。また、劇場事業の都合で器材を他で使用中の場合もあります。ご了承下さい。

(財)北九州市芸術文化振興財団

北九州芸術劇場 舞台技術課 照明係

係長・乳原一美

職員・大久保望

係員・吉永勝義 江藤貴紀 本城理恵 岩田守

高木優香 芳田寛希

電話093-562-2650 FAX093-562-2588

E-mail chichi@kicpac.org

「中劇場 バックステージツアー」

目的 中劇場の現場で、北九州芸術劇場の取組みを実際に確認。参加者と北九州芸術劇場スタッフの意見や助言をもとに、劇場技術管理のあり方を探る。

内容 ツアーコースやガイドを設けず、中劇場各所に北九州芸術劇場スタッフを配置、舞台設備のスペックを説明。参加者はそれぞれの専門性や興味に従い、自由に移動。随時質問を受け付け、その場にいる劇場スタッフが回答した。

第二部

現状報告 「基準協公技連事務局・分科会からの報告」

報告者 白神 久吉(彩の国さいたま芸術劇場 管理課長)
伊藤 久幸(新国立劇場 技術部長)

目的 基準協及び公技連が発足し、ガイドラインづくりが始まったことが地域には周知されていなかったことから、基準協・公技連の活動を理解し、ガイドラインを当事者として考えるきっかけとする。

概要 ■事務局報告

3年前から、文化庁の芸術拠点形成事業対象施設の舞台技術者が、それぞれの行う技術研修会において集まり、舞台技術に関する諸問題について意見交換を重ねてきた。

公技連はその発展したもので、舞台技術部門を持ち、創造事業を行っている公立文化施設の運営法人により本年5月発足。製作作業の安全性を確立し、公演の円滑な進行を行う専門的な技術の確立をめざしている。

公共劇場舞台技術者連絡会

- この会は、舞台技術部門を有する全国の公立文化施設の劇場・ホール又は施設を運営する法人で組織する。
- 公立の劇場やホールで舞台芸術を支える劇場技術者が連携して各劇場間の諸問題の調査研究や情報交換、研修を通して、製作作業および公演の円滑な進行管理と安全確保、技術的専門性の確立を目指す。

公共劇場舞台技術者連絡会参加施設(H19現在)

- 神奈川県民ホール
- 青山劇場
- 彩の国さいたま芸術劇場
- 富山市芸術文化ホール
- 世田谷パブリックシアター
- びわ湖ホール
- 新潟市民芸術文化会館
- 北九州芸術劇場
- まつもと市民芸術館
- 兵庫県立芸術文化センター
- 新国立劇場

※問い合わせ:事務局連絡先 彩の国さいたま芸術劇場
白神 久吉 shiraga-h@saf.or.jp
山海 隆弘 sankai-t@saf.or.jp

23

24

また、平成13年文化芸術振興基本法の制定後、本年2月文化庁の文化政策部会による第二次基本答申により、舞台芸術の基盤整備・環境整備が国の文化政策の重要課題となっている。

昨平成18年度に死亡事故をふくめ、舞台上や野外現場等で事故が相次いで起きたことから、関係団体が集まり、舞台等演出空間の運用基準をつくるために、本年1月基準協が発足した。

劇場等演出空間運用基準協議会 設立趣意書

平成13年に施行された文化芸術振興基本法においても、文化芸術は社会的財産であり、社会全体で振興を図るべきものと位置づけられ、基本方針で劇場等の法的基盤整備が掲げられました。

優れた実演芸術を産み出し、豊かな創造活動を行っていくためには、活動の「基盤整備」「環境形成」が図られていくことが求められております。

特に現場における死傷事故等の防止のための「安全性の確立」は緊急の課題であると考えます。

本会は、実演芸術に関わる組織が結集し、劇場や野外仮設舞台など劇場等演出空間における自由な表現と制作作業の安全確保を進めるための独自の統一的な運用基準の策定と普及を目的とし、我が国文化芸術の発展に寄与することを目指します。

設立団体
劇場演出空間技術協会
日本舞台技術安全協会
大道具連絡会
全国公立文化施設協会
公共劇場舞台技術者連絡会
日本芸能実演家団体協議会
日本演劇興行協会
全国コンサートツアー事業者協会

《「報告」：進行資料より抜粋》

当初、基準協参加は15団体。全国公立文化施設協会(全公文)も参加しているが、全公文は事務局としての活動が主で、運用基準づくりには、直ちに適応できないことが予想されたため、関係団体の要請で団体加盟という条件を満たし、公立文化施設の舞台技術者の意見を反映させる必要性から、公技連も基準協に参加した。

それでは、基準協による自由な表現と制作作業の安全確保を進めるための独自の統一的な運用基準の概要について説明したい。

まず、劇場等の特殊空間においては、それぞれの施設で専門知識と技能を持った技術スタッフによる運営を原則としているが、これは事故を起こさないための最低限の条件として明確にした上で、劇場等の独自の安全衛生管理体制と、劇場等の安全作業と安全管理に区分。

次に、この運用基準を検討するための体制として、運用基準の全体構成と安全管理体制の検討を行う専門研究会、安全作業と安全管理についてのガイドラインの案づくりを行う分科会をそれぞれ設置。

最後に、今年度の取組みについては、文化庁の助成事業として年度末にガイドライン 2008 として報告書が取りまとめられる予定。

このガイドラインの検討過程でさまざまな懸案が出ているが、この後新国立劇場の伊藤技術部長から分科会報告があるので、具体的な内容については控えたい。

今後の展望として、公立ホール・劇場においても、他の公の施設、図書館や美術館、博物館のような個別法として、劇場法という動きも出てくるのではないかと。

その流れの中で、安全管理体制に制作者もふくむことで、舞台などの作業現場から事故が減り、本来の目的である優れた舞台芸術の創造が期待できるのではないかと。

なぜ、公技連や基準協が設立され、ガイドラインづくりを行っているのか。お集まりのみなさまも当事者として考えていただき、ご意見をお寄せいただきたい。

■分科会報告

分科会で現在、ガイドラインを策定中。まずガイドラインは一体何になるのか。もしくは、今後どのように発展するのか、そのことについてご説明したい。

配布資料を一読されただけでは、「こんなことを決められても…」と感じられるのではないかと。作業部会の参加者の認識も一致しているわけではなく、この場では公技連としてこう考える、ということで説明後、後個々の問題については個人的な見解を述べたい。

まず、ガイドライン策定の目的について。それぞれの施設で固有のルール《ローカル・ルール》がある。具体的な作業において、禁止や遵守事項など、技術管理者の判断で運用されている。したがって、このガイドラインは全ての施設に共通のものとして運用するのではなく、自らのローカル・ルールをふり返り、必要があれば見直すための指針となればよい。

逆にいうと、策定作業は法律のように深いところまで踏み込めない。これについては後ほど具体的な事例で考えたい。

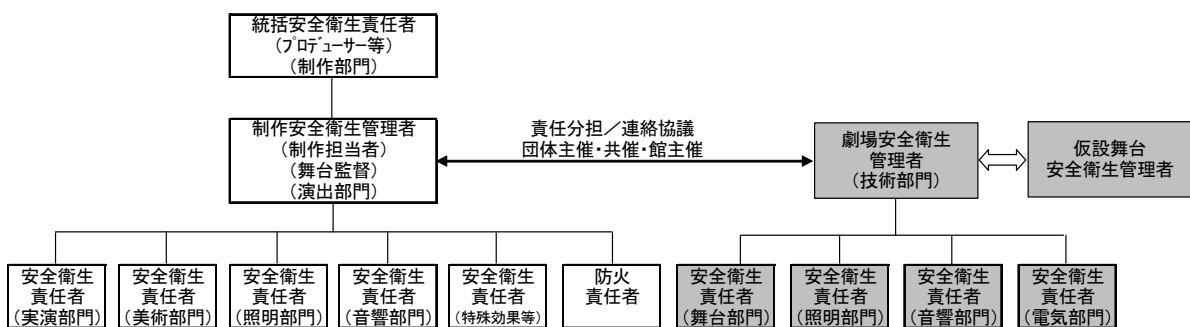
また、今後、劇場法や資格のあり方に発展する可能性もあるが、さまざまな障害があり、時間が相当かかるだろう。反面、劇場法や資格で劇場技術管理者を縛ろうとする動きもさらに加速されるだろう。

たとえば、指定管理者や技術管理委託業務などの発注の際、その条件として、発注者側が舞台(機構)・照明・音響の資格者何名という仕様になるのではないかと。発注側にとっては、安全・安心を担保する措置と映るだろうが、このガイドラインで資格もふくめた法律を制定することはむずかしい。

少なくとも、この場におられる方たちは、あくまでもローカル・ルールをつくる指針でしかないことを御理解いただきたい。

では、ガイドラインの柱とめざしたことのひとつ目、安全管理体制について。

図1. 制作事業者による公演制作における安全管理体制の整備



《「報告」:配布資料より抜粋》

事故が起きた場合の指示・命令の体制はどうなっているか。誰に事故の責任があるのか、または最終的にその責任はどこまで遡及するのか。これらを基本的に明確にしないと、事故が起きた際、公演を続行するのか、中止にするのかも判断もできない。

表を整備することで、公演に係る関係者の責任の位置づけを明確にし、事故後の対応を適正且つ迅速に行える体制を考えた。これについてはローカル・ルールとするわけにはいかないし、公演にかかわる関係者共通の認識となる必要がある。

後は柱として踏み込める内容はあまりない。このガイドラインの内容をそれぞれの施設や作業者のローカル・ルールに反映することで、事故が減るのであればありがたい。

そして、今後まとめる内容としては、2008年版は配布資料を縮小、もしくは変更して基礎編とし、2009年版は専門編としてまとめるイメージ。例えば、舞台作業。具体的な作業手順や安全確認の方法、注意事項の洗い出しなど、詳細にまとめたい。機構の操作における注意事項と、対応する機構運転の指示者の注意事項などの整理など。

また、共通基盤の整備として、舞台用語の統一化やQシートや吊物表、打合せ表などの共通フォーマットづくりなどをめざしたい。これらの用語・書式の統一化は、ガイドライン2009版の求める範疇でないのであれば、公技連独自の活動として取り組むことで、会員以外の施設でも運営の参考になるのではないかと。

現在、このガイドラインは舞台(機構)・照明・音響が中心のため、他の事故が予測されるカテゴリー《大道具・レーザーなど》については、2009年版で取り組む課題としたい。

以上のことを各作業部会～分科会～専門研究会の順で諮問する予定。

この後、パネルディスカッションが予定されているが、ガイドラインをつくるに際して感じた問題点をふくめ、問題提起したい。

一つはローカル・ルール間で違いの大きい事項に対し、このガイドラインでどのように表現するかということ。例えばヘルメット。ある劇場では必須で着用しないと舞台作業は禁止。ある劇場ではヘルメットを推奨しているが、着用については作業者の判断でケース・バイ・ケースの対応。

このような場合、どう表現するのか。もしくは記載しないのか。2008年版では簡単な記述に止めているが、2009版では明確にしなければならないだろう。

二つ目、高所作業台の取扱い。舞台での作業効率を考えなければ、メーカーの指定どおり、作業者は乗せたままの移動は禁止となるが、舞台現場では作業を乗せたままの移動が常態化している。

これをどう表現するか。具体的な数字を挙げ、移動してもいいと盛り込むのか。床が平面で安全要員の配置があれば、移動を認めるのか。これらを避け、婉曲な表現でメーカー指定の遵守を盛り込むと、現場の作業実態から乖離してしまうので、いずれ、明確にしなければならない。

最終的には、演出空間等の独自基準として認められることが目標だが、現行の労働安全衛生法や劇場法制定の動きが大きな障害となろう。

また、作業箇所を高所作業台しかアプローチがなく、アウトリガーを完全に固定すると、作業者が大きく身を乗り出しても届かない場合、どう対応するのか。

この場合、高所作業台を作業箇所に近づけるため、支障になるアウトリガーを取外し、高所作業台を介錯しながら、必要な位置まで上昇させての作業が通例となっている。現行は本当に内輪のルールとしかいえないが、これを安全な根拠を示した独自基準による運用に改めることが必要な時期。

このようなことが安全な労働基準になるのか、劇場法につながるのか不明だが、もはや放置できない課題といえるのではないかと。

内容としては今のところ、詳細に話せる段階ではないが、現状の問題点を幾つか具体的に紹介させていただいた。この後のパネルディスカッションで説明した内容を深めていただけたらと思うし、今疑問がある方は、その際に質問や具体的な意見をお寄せいただければと思う。

第三部 パネルディスカッション「劇場等空間演出の運用および安全に関するガイドライン」

～舞台技術の安全な運用と管理をめぐる～

- パネリスト 鈴木 恒男(神奈川県民ホール ホール課長補佐)
武藤 一郎(青山劇場 舞台技術部長)
白神 久吉(彩の国さいたま芸術劇場 管理課長)
林 丘夫(びわ湖ホール テクニカルマネージャー)
市来邦比古(世田谷パブリックシアター テクニカルマネージャー)
伊藤 久幸(新国立劇場 技術部長)
伊藤 英行(新潟市民芸術会館 舞台技術係)
渡部 洋士(北九州芸術劇場 技術統括)
関谷 潔司(兵庫県立芸術文化センター 舞台技術専門員)
- 進行 垂水 健治(北九州芸術劇場 シアターコーディネーター)

目的 公技連の会員の交流・連携により、拠点劇場の舞台技術の取組みを公開し、パネリストのガイドラインについての意見を参考に、期待される劇場技術管理のあり方を探る。

概要 本文では、発言者の敬称を略し、発言された内容の大意を記す。また、本来であれば、本文の内容をそれぞれの発言者に確認していただき、校正をお願いするところだが、既に 3 年半経過しており、筆者の責任で最終報告とすることを付記する。



進行 進行役を務めます、北九州芸術劇場垂水です。実はパネリストの方には開館年度順に上手より並んでいただいております、日本の公立ホール・劇場の歩みが一目瞭然となっております。運営のために財団法人が設立され、ミッションや事業計画の中で、貸館や招聘公演だけでなく、舞台芸術の創造が明示され、独自に作品をつくり、公演していることが共通しています。

それでは、パネリストのみなさんに自己紹介を兼ね、運営されている施設の現状について簡単にご説明させていただきます。なお、この際、施設の外観や舞台図面等を映像で紹介しますので、ご参考にしてください。

まず、神奈川県民ホールの鈴木さんです。神奈川県民ホールは東京文化会館とともに、全公文のリード館としての役割を担われており、神奈川芸術文化財団は設立時より芸術監督を置かれています。

鈴木 おはようございます。神奈川県民ホールの鈴木です。神奈川県民ホールは、平成 18 年度から財団法人神奈川芸術文化財団が指定管理者となっております。県民ホールは 1975 年 1 月にオープンし、今年で 32 年目になります。平成 22 年大規模改修を計画しており、約 2 年間休館し、躯体を残し、後はすべて大改修ということで、今設計作業を行っています。平成 24 年度リニューアルオープンする予定ですので、みなさまにご案内し、見学会を行いたいと思います。

進行 続きまして青山劇場ですが、財団法人児童育成協会により設置されました。それまで公益法人が設置した郵便貯金会館や厚生年金会館は貸館専門でしたが、青山劇場は当初から劇場として制作事業を行っています。

また、舞台機構設備は当時、最大規模で未経験の最新技術も導入されましたが、これまで大きな事故を一度も起こしていない稀有な施設です。それでは武藤さん、どうぞ。

武藤 おはようございます。青山劇場の武藤です。青山劇場は財団法人児童育成協会こどもの城の中の劇場事業本部として、青山劇場、円形劇場が置かれています。

ご紹介いただいたとおり、貸館だけでなく、自主制作事業が当初からあったのですが、昨今除々に予算が減られ、円形劇場が本数としては多い状況です。大ホールである青山劇場は貸し出すのに長期公演で年間 10 本から 12 本だといいいのですが、月単位で利用されないことが増え、その隙間を埋めていかないと収入源になるため、運営が大変になっています。

また、今月から 23 年目に入りますが、各部門で改修工事が先送りされている部分が多く、今話題になっている安全に関して不安なところが出てきています。先ほど、神奈川県民ホールが大改修工事と計画されていると伺いましたが、青山劇場も今直ぐにでも大改修をしなければ、さまざまな安全面の不安を解消できないのですが、現場の要請に追いつかないというのが現状です。

進行 続きまして彩の国さいたま芸術劇場です。こちらは施設の規模ではなく、スペックに拘った劇場です。大ホール、小ホールとい名前の 2 つの劇場、コンサートホール、映像ホールの専用施設で構成されています。オープン当初から、「創造する劇場」として、芸術総監督による独自の演劇やダンスのプロデュース公演を行い、国内はもとより海外からも高い評価を得ている劇場です。

また、財団法人地域創造との共催により、プロデュース公演の舞台技術者の仕事を体験する「ステージクラフト」を開催。全国の公立ホールの舞台技術者のスキルアップに貢献されています。それで

は白神さんお願いいたします。

白神 おはようございます。彩の国さいたま芸術劇場の管理課長白神です。現在、埼玉県芸術文化振興財団は指定管理者としてこの劇場の他に、埼玉会館、熊谷会館の3施設を運営しています。

13年目に入りまして、最初の芸術監督が10年間で交代し、今彩の国さいたま芸術劇場といえば、芸術監督が蜷川幸雄で55歳以上の劇団「ゴールドシアター」が新聞等で広報される機会が増えています。

また、昨年、中長期修繕計画がつくられ、指定管理期間が来年度で終わるため、来年度中期修繕工事の設計委託、再来年度の15周年記念事業終了後、3~4ヶ月閉館して修繕工事を計画しています。

改修工事は県の予算で行われますが、埼玉県は文化施設が多く、それらは20年、30年でも改修工事が行われておりません。今後どのような判断基準で優先順位が決められるのか。15年目の劇場の建築・機構・照明・音響をどこまでリニューアルできるのか、管理課長として苦慮しています。

進行 びわ湖ホールです。びわ湖ホールはオペラを地域に根づかせることを目的として運営されています。大ホールは海外オペラの引っ越し公演ができる規模とスペックを有しています。このために、舞台技術者を県の職員として採用し、新たな課をつくり、開設準備を行い、開館後は財団に出向し、ホールの舞台技術部門の責任者を務められています。それでは、林さんどうぞ。

林 びわ湖ホールの林と申します。びわ湖ホールは正式な名称は滋賀県立芸術劇場で、びわ湖ホールは愛称になります。びわ湖ホールは10年目に入り、オペラ中心ではあるが芸術監督が交代し、あまり知られていない、地域にはなじみの薄いような演目に取り組み始めているところです。

また、びわ湖は県庁所在地の大津市にありますが、県の大部分をびわ湖が占めていることや、京都市と隣接していることから、観客は京都圏の方が多く状況です。

5年間の指定管理者としての2年目ですが、協定で確認された指定管理料の削減が要求されていますが、最大の問題点は財団・ホール運営を、異動があり、専門家でもない県の派遣職員が自主事業をふくめ主導していることです。わたしたち3名の舞台技術者を県の職員にしたのも、この問題点を隠すための措置だったのかもしれない。

だから、派遣職員主導の運営体制を改め、プロパー職員が事業計画づくりなどの中心となり、どうレベルアップを図るかが、指定管理者として財団の独自性を獲得するための課題となっています。

進行 続いて世田谷パブリックシアターです。その特徴として、舞台技術者が準備室段階から実施設計に関わり、開館後の主要メンバーと運営に携わっておられることです。このような方式で得られるメリットが評価され、その後のホール建設のあり方に反映されることが増えています。

施設構成としては、主劇場、シアター・ドラマという2つの演劇やダンスの専用劇場、その舞台の広さに合わせた稽古場、音響スタジオ、工房、染色場など、小規模ながらも施設内で作品を創る環境が整備されています。

区という比較的小さな自治体が設置しましたが、海外のカンパニーの招聘や共同製作、ロングラン公演の実施など、それまでの公共ホールではなかなかできなかったことを実現されています。それでは市来さん、どうぞ。

市来 おはようございます。公技連の会長である眞野純は世田谷の技術部長ですので、本来であれば、この場にいらるところですが、現在舞台監督を務めている作品の本番中なので、本日はその代理として参加しました。

世田谷パブリックシアターは世田谷文化財団が運営していますが、財団は世田谷美術館と世田谷文学館の3館一括の指定管理者となっています。このような形態は珍しいですが、逆にいえば、このようなミッションや形態の異なる3施設を同時に運営できるのは当財団以外なく、特命による指定管理者に近いともいえます。

また、正式名称は世田谷文化生活情報センターで、その一部門として世田谷パブリックシアターが置かれているのですが、正式名称が長く呼びづらいこともあり、議会や役所でも正式名称が敬遠され、部門名が汎用しています。

現在11年目、この4月から10周年記念事業として劇場内で制作する主催公演が目白押しで、2つの劇場、稽古場、作業スペースもフル稼働のため、劇場全体が疲労しているような状況です。

さて、不孝なことでしたが、昨年度シアターラムでギャラリーからの転落による死亡事故が起き、その後、公技連や基準協が設立される一つのきっかけになっています。現在、労働基準局やご遺族などとの話し合いなど、事故後の問題もクリアされ、一層の安全確認に努めているところですが、過密なスケジュールなど、これ以上労働環境が悪くならないよう工夫しているところです。

進行 続いて新国立劇場です。東京三宅坂に伝統芸能のため、国立劇場が整備されてから、演劇・オペラ・バレエの関係者から、国がそれぞれの専用施設を整備することが求められていました。その後紆余曲折を経て、新国立劇場がオープン。現在、演劇・オペラ・バレエ3部門の芸術監督を擁し、研修所、付属バレエ団を持つに至りました。それでは伊藤さん、どうぞ。

伊藤(久) 改めまして、新国立劇場伊藤です。まず運営体制について。新国立劇場運営財団に所属していますが、新国立劇場の運営管理業務を独立行政法人日本芸術文化振興会から受託しています。

新国立劇場の主な特徴として、オペラ劇場、中劇場、小劇場、稽古場をふくめ、自主公演については自前で製作というのが基本です。技術の体制としては、満足しているわけではないのですが、現在技術部として50名程度、大道具・照明・音響などの委託1日70名程度で契約し、不足する場合はそれぞれ増員しています。

運営の特色としてシーズン制を導入しています。9月から翌年6月までをシーズンとして自主公演、残る7、8月については貸館公演というイメージです。ハードについては別の機会に見学していただくとして、是非お越しく下さい。

進行 引き続きは、新潟市民芸術文化会館です。劇場、コンサートホール、能楽堂、公演が可能な二つのスタジオなど、専用施設で構成された拠点施設です。演劇や音楽の自主公演の本数、入場者数、入場料収入の多いことから、地域の公立ホールのお手本とされています。

また、金森穰氏を芸術監督に、日本で初めて「Noism」というコンテンポラリーダンスのレジデンスカンパニーを持っていることでも知られています。それでは伊藤さん、どうぞ。

伊藤(英) おはようございます。新潟市民芸術文化会館の伊藤です。当館は新潟市が設立した新潟市芸術文化振興財団が指定管理者として運営しています。

今、写真の中に公園が映っていますが、この一画に市の音楽文化会館、キャパ1,700名の県民会館があり、公演の演目によって施設のすみ分けが図られ、利用者の選択肢が確保されています。

また、スタジオをふくめた、5つのホールを15名の舞台技術者で運営していますが、1998年のオープン後から7年目までは、計画的に修繕工事を行えたのですが、9年目の現在、修繕工事費が削減され、これから必要な大改修工事などの用途は立っていません。

創造事業に関しては、「Noism」の春、秋のツアー公演、「能楽堂シェークスピア・シリーズ」の国内能楽堂ツアー公演、子どもの劇団「アプリコット」の県内ツアー公演を行っていますが、この間劇場を離れる舞台技術者の穴を埋める、スポット管理要員の確保が悩みの種となっています。

進行 続きまして北九州芸術劇場です。午前中に劇場技術管理についての報告やバックステージを行いましたので、それ以外のところを渡部さんからお願いいたします。

渡部 北九州芸術劇場の渡部です。運営については、北九州市芸術文化振興財団が来年度まで指定管理者となっています。今回のテーマである安全管理を中心に、現状について述べます。

この劇場は2003年4月2日竣工引き渡し、8月11日にオープンということで、十分な習熟期間を経ないまま、これまで遮二無二突っ走ってきたと、総括しています。そのため、組織的な課題が徐々に顕在化してきており、プロデューサーとともに、6年目の来年度から見直しに取組む予定です。

また、オープンの翌年度、市が中長期修繕計画をつくりましたが、5年目の現在、市の動きが何もなく、有期限の指定管理者の意見をどこまで汲み取り、市の責任で経年劣化に対応するつもりがあるのか、どうか不安な状況です。

進行 最後に兵庫県立芸術文化センターです。指揮者の佐渡裕氏が芸術監督で、専属のオーケストラを持っています。施設のスケジュールは年末年始をふくみ、ほとんど空きがない状況の中で、事故を起こさないために、どのような取組みをされているのか、後ほどじっくり伺いたいところです。それでは、関谷さん、どうぞ。

関谷 おはようございます。兵庫県立芸術文化センターの関谷です。財団法人である兵庫県芸術文化協会が指定管理者として運営していますが、技術部として職員8名、常駐の委託員27名で、大・中・小の3つのホールと、2つのリハーサル室の運営管理を行っているところです。

大ホールは、付属オーケストラのコンサート会場として使用されることも多く、その分配置人員の調整をしやすい半面、3ホールの平均稼働率が97%、3年目の早い時点で来場者が100万人を突破しました。

この3年間、無事故で来ましたが、「三つ子の魂、百まで」と申すとおり、今後も試行錯誤しながら安全な舞台運営を続けることが、当面の技術部全体の課題となっています。

進行 これでパネリストのみなさんのホールや劇場の現状について、ひととおりの話を伺うことができました。この後は、基準協のガイドラインについて、それぞれの方からご意見を伺いたいと思います。

まず、先ほど新国立劇場の伊藤さんから、ガイドラインの分科会の報告がありました。同じ作業部会、分科会に参加されている関谷さん、このガイドラインについての忌憚のないところをまずお話しください。

関谷 まずお手元の配布資料をご確認ください。これは決して、これをやってはならない、とか、こうしなければならない、というような禁止的な内容にするつもりはまったくありません。

公技連は創造事業を行っている 11 施設の舞台技術者の集まりですが、大事にしたいのはものをつくる自由や、表現する自由をどう確保したいか、ということです。

だから、高所作業台の高い所に人を乗せたまま移動してはならない、というようなことではなく、安全に表現ができるか、その環境を劇場の中でどうつくってイけるか、ということです。表現が自由ということは、それを助けるのが裏方の仕事になります。自由ということは義務とか責任が生じますから、裏方としてはこういうような方法で安全を確保するというのが、ガイドラインに盛り込む内容だと思えます。

実際の作業部会や分科会では、他の団体が過去にまとめた作業マニュアルなどから、直ぐに具体的な数字が出され、内容が禁止事項に偏り過ぎがちなので、それらに寄り切られないように頑張っているところですよ。

進行 わたしは基準協の専門研究会に参加しているのですが、伊藤さん、関谷さんからご指摘があったように、このガイドラインが劇場現場を制約するのであれば、本末転倒ではないかと考えます。

また、パネリストのみなさんからも指定管理者としての現状について話していただきましたが、拠点劇場にいらっしゃるみなさんはまだしも、地域の公立ホールの状況はもっとひどいという事例をよく耳にします。

指定管理者制度は、民間活力の導入によるサービスの向上と経費の縮減をも図ることが本来の目的でしたが、実際には行き過ぎた経費の縮減となって、技術管理の立場では配置技術者数の減少や技術力のレベルダウン、適正な保守点検がなされないことなどが指摘されています。

ざっくりいえば、安全に関するセフティコスが安く見積もられ、セフティネットが外されるケースが増えているともいえます。このような現状に対して、このガイドラインはどのような役割を担うのか、白神さん、基準協の事務局会議や専門研究会での検討をふまえて、施設を管理する立場からお話ください。

白神 先ほども述べましたが、文化庁文化政策部会の第 2 次答申で、舞台芸術の環境・基盤整備として専門家である舞台技術者の適正な配置や育成が取り上げられ、その支援について閣議決定されています。

そのための安全の指針として、このガイドラインが検討されているわけですが、一部の関係者は安全基準を管理基準と捉えており、管理者として都合のよい禁止事項を明記した内容に拘っています。

これは、公演製作にあたっての安全な運用基準をつくることという、このガイドラインの趣旨とズレがあるし、重要なことは伊藤さんがご説明された安全管理体制をどうつくるか、ということです。

施設の管理側の問題点は、施設の管理責任者が舞台技術の仕事を理解していないことや、管理責任者としての自覚がないことから、適正な安全管理体制がつけられていないことです。

このガイドラインの安全管理体制の考え方が理解され、指定管理者の業務の基準が安全に施設を運用し、そのための適正な人員配置を行うこととなれば、先ほど指摘された問題点の解消につながりますが、指定管理者の実績を評価する基準や、施設の位置づけが曖昧でしょうから、今のところあまり期待できません。

また、禁止事項の多い施設は、貸館主体で舞台技術を事業者へ委託し、施設管理者が任せきり

にしているケースでしょうから、事故が起きた場合、受託者は自分の責任を問われたくない、というのが根本にあります。

だから、管理者としての立場を優先し、舞台現場を一般的な工事現場と同じ扱いにし、法令順守を拠り所とするのですが、基準協では舞台運営事業協同組合連合会がこのような立場です。

作業部会、分科会、専門研究会では、あくまでも禁止事項の明記に拘る舞台運営事業協同組合連合会と、舞台芸術の創造を保障するために、無用な禁止事項は要らないという公技連の意見がぶつかるが増えていきます。

ガイドラインの安全衛生管理体制については、制作部門の統括安全衛生責任者として、プロデューサー等となっていますが、ここに該当する日本演劇興行協会や、全国コンサートツアー事業者協会から、この図そのものが責任体制に見え、事故が起きた場合の補償体系と認識されるのは困る、という意見が出ています。

その公演を企画した立場の者が、全体の責任者になることは当たり前のことですが、責任のありかや補償関係を明確にしようとするれば、その立場にある団体の参加者が、所属団体が損をしないよう発言し、他の団体とせめぎあうことは避けられません。

せつかく、これだけの団体が、共通のテーマで、同じテーブルについたのですが、安心して働ける環境に必要な安全についての共通認識を直ちに持っているものではない、ということです。

この図の下に、「ここに示された図は、安全衛生管理の体制を構築するための各部門の分担を明示するものであり、事故が起きた場合の補償責任体系を示すものではない。」と脚注があるのは、このような経過があったからです。

最後に、全公文は『安全指針のガイド』に引き続き、作業マニュアルをつくり、会員に配布すると伺っていますが、その内容は管理に集約されています。これが、全国各地の公立ホールに定着し、その管理者がこれをしてはならない、これをやらなければ安全と、安易に判断し、舞台現場にしばりをかけるのではないかと危惧しているところです。

進行 この最後に質疑応答の時間をつくりますが、発言の内容に疑問や質問がありましたら、その都度挙手をお願いします。今回のテーマは直ぐに結論が出せるものではないので、この場合は会場のみなさんもふくめたラウンドテーブルとして、現場にいる舞台技術者のさまざまなご意見を伺いながら、今後のガイドラインづくりにフィードバックできればと思います。

施設管理側の安全についての課題は、技術管理者をどう育てるか、そして、個人的な見解ですが現場の徹底した整理整頓に集約されるのではないかと。だから、ものをつくる現場で舞台技術者を鍛えること、いつも良好な作業環境を提供することが重要と考えます。

そこで、技術管理者を育てるために、どのような取組みをされているか、パネリストとみなさんから伺いたいのですが、渡部さんいかがですか。

渡部 北九州芸術劇場の前は、ある劇団の技術部に6年、その前はフリーランスの大道具を10数年、経験しました。実際に作品をつくる側になってみないと、こうしたい、どうしたいという公演側の要望や、危険な行為がなぜ必要なのか、つくる側の経験がなければ理解できないのではないかと。

公技連の会員館は、つくる側と、貸す側でもあるというのが特色ですが、行き着くところは経験値をどう増やすか、ということでしょう。昨今、事故がクローズアップされ、よく耳に届くので、10年前よりも増えていると実感します。ただ、10年前と違うのは、わけのわからない、首を傾げるような事故が多いこと

です。

駆出しの頃、必ず現場には仕事のできる怖い先輩から叱られることで、知識と技術を習得し、特に安全については徹底的・論理的に導かれたのですが、今は舞台に限らず、そのような方も環境もなくなっているのではないかと。

だから、今北九州では、かつての先輩のような存在にとして、ものをつくる側に立ったことのない若い技術者と創造事業に取組み、生意気ですが現場で鍛えているところです。

進行 ざっくばらんに行きたいと思います。どなたか続いてください。

白神 最近、事故が増えているということでしたが、全公文がまとめ、会員に配布した事故・事例報告書によると、公立ホールでの事故の数は、そんなに増えてはいません。

ただ、実際に事故が起きて公表するか、しないかの判断は、ホールの管理者次第ですから、指定管理者としての評価に直結するので、表沙汰にしない可能性は十分考えられることです。

今回の報告書では、これまで公表されなかった事故も多いことから、常に事故は起きていることはわかるのですが、その原因とかプロセスなどの詳細な記録や分析はされておられません。

また、愛知、今回の世田谷と、高所作業中に死亡事故が起きていますので、どう事故を起こさないようにするか、このガイドラインでまとめようとしているわけです。

市来 そのために、昨年、世田谷で死亡事故が起きた後、直ぐにみなさんに世田谷にお集まりいただき、労働基準局やご遺族の関係で事故の詳細については別として、どこでも同じ事故は起き得ることなので、同じことが起きないように、また起こさないように、事故の状況を公開したのです。

事故が起きたのは、この会場にもあるサイドギャラリーだったので、事故後の対策として、ローカル・ルールで安全帯、ヘルメットの着用の徹底し、LED のキューブライトを敷設、慣れた人間でも目につくように危険箇所はトラテープを徹底して貼り、作業をする際の注意喚起に努めています。

このような対策だけでなく、この経過を公にすることから、基準協やガイドラインづくりが始まっています。事故後、大変だったのは死亡された方がフリーランサーだったので、労働者かどうかの認定に手間取ったことで、クリエイティブな作業をしているが、改めて労働者であるという見解を突きつけられました。

労働と創造が同時にあるのが劇場空間や舞台現場であり、安全の面からその両立を図ることを探さなければ先へ進めません。その道筋としてこのガイドラインがありますが、内容については、幾つかの項目と専門作業では枝葉末節的な記述も多いので、これらはローカル・ルールにするとか、整理が必要です。

また、安全衛生管理体制の配置図がありますが、現行法の労働安全衛生法を踏襲しましたが、現実的に運用されるか、どうかです。事故の翌日、直ちに館長、事務局長、技術と制作の責任者、そしてそれぞれの現場担当者が集まり、事故の詳細を確認し、対策を協議しました。これは施設管理側安全管理衛生体制に基づく、安全衛生連絡協議といえます。

運営責任者、現場責任者、現場の担当者がコミュニケーションを図る体制がどう整えていくか、そのことが運営している財団のトップから現場までが、全体でその意識を持つことをどうつくり上げるか、その材料としてたたき台がつくられればいいのですが、単にその組織をつくれれば十分というわけではないことを、明確にされることを期待します。

伊藤(久) 今の市来さんの発言には何点もふくまれています。例えば、危険箇所の明示です。短い期間で運営を任せるとか、指定管理者が替わった場合、このようなことが全て落とし穴になるのではないかと。

昨今、随意契約は癒着を生み易いから、全て悪という風潮が広がり、われわれの現場でも、現場の意向が反映した技術力のある事業者との随意契約は許されず、契約金額が選定理由となる一般競争入札が求められています。

技術力の競争ではなく、金額競争だけで、舞台現場の安全は購えるのか、疑問です。人が替われば、市来さんがご紹介された危険箇所を明示するトラテープが貼られている意味もわからない場合もあるのではないかと。

つまり、継続するから技術力が発揮され、安全も保たれるということ。安全衛生管理体制づくりには、継続性をどうするか、これも考えなければなりません。

進行 今、継続性というテーマが出されました。武藤さん、青山劇場はどのようにされていますか。

武藤 青山劇場の開館時、劇団四季のゼネラルスタッフと委託契約しました。それは舞台設備の規模が大きく、機構・照明・音響とも最新のコンピューター制御方式の設備や機器が導入された最初の劇場であり、安全な運用のためには、それらに通じた熟練者が見込まれたからです。

ゼネラルスタッフの撤退に際し、会社が替わるのは構わないが、人がそっくり替わるのは困る、ということで、残留スタッフに新会社をつくってもらった。ですから、会社ではなく、人なのです。

その後、別の会社に替わりましたが、同じ理由で、スタッフがそこに異動という形で継続してきました。一人二人が辞め、新しい人になるのはなんとかなるが、全員の入れ替わりはとんでもない。この22年間は、安心できる体制を継続するために、人の確保に努めてきたともいえます。

青山劇場の機構は大転換すると、舞台全面が迫りで16m四方が13.5m下降。人が落ちたら助からないだろう、ということで一つの公演が始まる前に、役者全員とここで初めて仕事をするスタッフを集めてオリエンテーションを行います。「全員聞いてください。」と、大声を出して、活を入れます。全員を迫りに乗せ、運転し、体験させる、という手順を踏むことで、注意力が増します。

このような取組みを22年間継続してきたことで、大きな事故が起きなかった、と総括しています。

鈴木 神奈川県民ホールも32年間、同じ舞台事業者と継続していますが、指定管理者となってから、ご指摘のとおり、相当契約料を減らしたので、仕様書の人数14名はそのままですが、ベテランが抜け、経験5年くらいの技術者に変更されました。当然、劇場技術管理のレベルダウンとなり、安全も確保されなくなるのではないかと懸念しております。

先ほど隋契という問題も出ましたが、舞台設備やエレベーターなどの保守点検も、32年間施工者と隋契で行っています。エレベーターについては、どこのメーカーでも点検できる事業者がいるため、県の指導で指名競争入札を行い、企業努力で施工者が落札しましたが、その後エレベーター問題が起きたことから、県の方も安全を重視し、隋契については理解を示しています。

JATET(劇場演出空間技術協会)のフォーラムでも話題になり、保守点検は施工者が行うのが基本。技術的なノウハウがあり、ブラックボックス的なところは他の事業者では見えないことから、隋契が望ましいというのが結論でした。

このようなことから、神奈川県民ホールの保守点検事業者の選定については、館長の方針で隋契が基本となっています。

白神 彩の国さいたま劇場は、これまで13年間保守点検は施工者との隋契ですが、このことが問題ではないか、と新聞に書かれ、県民の投書もきています。

この間、現場の安全を確保するため、運営管理費の削減に応じて、保守点検料も減額していますが、今回防衛庁の談合・隋契問題が起きたことから、県も世論に配慮しなければならず、隋契に難色を示しています。

このため、毎年の契理由書で示す根拠が増えていますが、行政は事例主義なので、例えば同規模の他施設の状況がどうか、調べて欲しい、という要望も出ています。

隋契という、施設の安全管理の根幹にかかわるような問題こそ、公技連の設立趣旨にある、各劇場間の諸問題の調査研究や情報交換を通して…に該当します。

この隋契は公技連の会員に共通する問題でしょうから、公技連のネットワークが活用できるいい機会です。さいたまも今後も隋契を継続しますので、相談の際はご協力ください。

鈴木 隋契と入札を考える会みたいになりましたが、最後に神奈川県民ホール館長のことばを借りると、「入札にして、それで事故が起きたら、あなたは責任を取れますか。」。32年間隋契で事故がなかったから、今後も安心ということではなく、入札の問題点を指摘し、「見通しと覚悟がないのであればダメです。」と言い続け、隋契というスタンスは今後も堅持します。

進行 これまでのご意見を整理させていただきます。まず、舞台現場は創造の場という目的に合わせて安全を確立するためには、運営責任者から現場までのコミュニケーションと相互の役割と責任を明確にした体制が必要であるということ。

そして、施設の安全管理として、人の問題です。その施設を知悉し、公演側の立場を理解し、危険作業などもふくめ、柔軟な判断と的確な対応ができる技術管理者を、どのようにして継続・確保するかということ。

また、舞台設備等の保守点検など、安全を維持・継続するためには、技術力を判断基準とし、安易な入札は避け、隋契が望ましいこと。

以上の3点にまとめます。なお、配布したガイドライン案をふまえ、それぞれの施設の特性や事業形態に合わせたローカル・ルールをつくるのが望ましいことを付け加えます。特に、禁止事項の取扱いについては、公演側の作業を制約したり、作業者を焦らせたりしないような内容と運用が求められます。

間もなく休憩としますが、本日のパネリストは、公技連の会員として、舞台現場は創造の場という認識から、ものをつくることによって、舞台技術者のスキルアップを図り、技術管理者として柔軟な判断と的確な対応をめざしています。

本日参加されている方の中には、そのような作品やものをつくることをされていない施設の方が多いのかもしれませんが。ものをつくることは規模の大きな施設だからできることで、私たちの施設はあなたたちのようには行かない、と簡単に考えないでください。

逆にいえば、「それはダメです。それはしないでください。」と簡単に禁止していませんか。これから公立ホールは淘汰の時代に入り、生き残りがテーマになるともいわれています。これはある意味では技術管理者のあり方も問われる時代になる、ということなのかもしれません。

指定管理者制度の問題もふくめ、今後、劇場・ホールを取り巻く環境が悪化する中で、安全管理はどうなるか、休憩後のテーマとします。

進行 (後半開始に先立ち、パネリストから客席までの距離が遠いという意見があり、机を移動。この転換により、冒頭部分の記録、欠如。)

設置者が指定管理者の事業を適正に評価し、実績が認められれば、設置者の都合による一方的な指定管理者のすげ替えということにはならないと思うのですが…。

関谷 評価。指定管理者とか、劇場は人だといいますが、その評価システムとなるとよくわかりません。例えば、指定管理者制度。今 A という事業者が金額だけで指定管理者になっているといわれますが、本当に安くていい劇場管理が行われているのかもしれない。

評価システムがどうなっているか不明なことが問題。このガイドラインが安全管理の評価軸になればとも思うが、評価というのは必ず最後には入場者数や稼働率などの数字になります。

でも、安全は数字にはならない。このガイドラインも安全の一つの評価軸だと思うので、この中には具体的な数字は故意に入れていません。必ず数字が独り歩きして、その数字を超えたら問題にされてしまうのを避けるため、曖昧な表現にしています。

指定管理者制度など、評価という一つのことばで括られてしまったときに、みなさんはどのように考えているのか、教えてください。

林 評価というものは、舞台芸術を対象としている以上、多分できないものと考えます。あやふやな状態のまま、やり続けるしかないし、評価としてテレビの視聴率などのような数値を入れるのであれば、舞台芸術をやる意味がなくなるような気がします。

だから、このガイドラインにしても、法令化や資格化に利用されるのは反対だし、コミュニケーション・ツールとして、現場でこれを見ながら相談できればと思うのですが…。

進行 林さんのご指摘は、舞台芸術は、その日、その場所で、表現者と観客が会う、いわばその場かぎりの再現性のないマイノリティのメディアだから、数値化してもマスメディアには対抗できないし、経済効率の悪さをつかれる、という心配されているのでは…。

また、舞台芸術によってもたらされる感動は、人間の精神性に訴え、人の生き方を変えるような影響力を持っていますが、これらは数値化できないもの、という判断されているのではないかと。

ざっくり整理させていただくと、舞台芸術に関連する評価は、それが行われた前後でどのような変化があり、どのような成果があったかという、定性分析が重要ということです。

数値を指標として評価する手法は定量分析とよばれ、行政が事業評価として行う事務評価として定着していますが、定性分析はまだ採り入れられていないようです。

本来、劇場の事業や指定管理者の評価方法として定性分析も組み込まれるべきでしょうが、評価を行う行政側にそのノウハウがない、これが現状の評価のあり方の問題点ではないでしょうか。

白神 評価ということであれば、当然舞台芸術にもあります。ただ、舞台技術については評価がないことが問題。舞台技術者はできて当たり前と考えられているから…。

また、公演は評価の対象になっていますが、公演を開けるまでの取組みは評価されません。施設管理者として、公演を開けるために深夜作業を認め、施設照明や空調を入れ、それらを管理する設備担当者の残業代を捻出。この施設管理者の努力は評価されない。逆に、光熱費が余計かかり、削減目標が達成されていない、というマイナス評価。施設管理者としてのジレンマです。

関谷 舞台技術者は評価されています。それがギャラや委託料なわけですが、同じクオリティが得られる場合でも、入札によって金額が下がるのであれば、評価が下がったことになります。

安全が維持されたなら、評価が上がり、その分セフテコストもかかる。でも、そのようになっていない。クオリティが問われない評価のあり方、評価手法の曖昧さこそ、現行の最大の問題点。

白神 財団の予算委員会による人事評価制度で個人評価が行われ、その指数が給与等の根拠になりました。県から財団の人件費を削減はしないかわり、固定するので、その枠内で遣り繰りするようというのですが、これを評価としていいのか、疑問です。

関谷 それは相対評価です。今、ここで求めている評価とはそのようなものではなく、それぞれの到達度に沿って行われる絶対評価です。安全は経験値の積み重ねというのであれば、それを継続できるシステムをつくるのが、このガイドラインの一つの骨子になってもいいのでは、と考えます。

進行 指定管理者の評価から、安全の評価をどうするのかというテーマになり、方向性として絶対評価というキーワードが生まれました。

この後は、禁止事項とされていることについて、ご意見を伺いたいのですが…。

渡部 ガイドラインの方向性について。今年度末、この小劇場の客電の球替え作業中、アップライト(高所作業台)のリフトを伸ばし、作業者をバケットに乗せたまま移動して転倒事故が起きています。三ヶ月後、労働基準監督署の査察で労働安全衛生法違反として是正勧告を受け、その指導票で具体的な改善策を提示され、是正報告書を提出しましたが、その内容は現場のニーズや使用実態に合わないものとなりました。

いざ事故が起きてしまうと労働安全衛生法で判断されてしまう。いざ何かあった時に、われわれを守ってくれる、このガイドラインがわれわれの労働安全衛生法にならないか、と期待しているのですが…。

進行 このガイドラインのそもそもの目的はそこにあります。今回のケースでは仮設工事現場と同じ扱いとされ、このような作業には作業床・作業足場(イントレ)を設けること、というのが労働基準監督署の指導でした。

一日で仕込みから撤収まで行い、その中には高所作業や暗所作業もあるという、われわれの作業環境や作業実態に即していない。でも、指導に従わないと労災も適用されない。であれば、舞台現場の作業に即した法令をつくる必要があるのではないか。もしくは、高所作業や暗所作業など、労働基準法や労働安全衛生法で規定されている項目のうち、舞台作業においては適用除外にならないか。

これらの法令を所管する厚労省と交渉するためには、このガイドラインで今は曖昧にしている事項についても具体的な折り合いをつけ、その適正な運用で事故が起きていない、という実績も必要でしょうから、時間がかかることは予想されますが…。

白神 ガイドラインの労働衛生管理体制は、劇場現場は特殊な空間ではあるが、所属するわれわれは労働者でもあるという認識に基づいて、労働安全衛生法の内容を踏襲した図になっています。

また、その特殊な空間で安全な作業のために必要な事項を整理したのが、ガイドラインの基礎編

なっていますが、この2点が明確にされていないと、厚労省との交渉は難しいという判断からです。

世田谷の事故も死亡された方がフリーランスであったために、所属が特定できないため、個人事業主と判断され、労災認定に時間がかかったと伺っていますが…。

市来 最終的には、個人事業主としての取扱いではなく、その人を派遣した事業者が雇用している労働者であると証明し、その上で労災が適用されましたが、これに半年かかりました。

労働基準監督署にとっては、フリーランスの方は労働者ではないということ。そのような方が高さ8mのギャラリーで、転落防止の60cmの手摺がない中で仮設作業を行う、問題の多い環境としか見えなわけです。

このように、フリーランスの方は、個人事業主・一人親方であり、万が一のために、この方たちを守るセフティネットとしての保険の整備が急がれており、これはガイドラインとは別の場での検討が必要でしょう。

白神 後は事故が起きた際、無理な作業や作業状態、例えば休憩もとらずに作業をしていたなど、労働環境的なことが問われます。やらせた側だけでなく、許可した施設側など、すべてが絡んできます。

無理な作業スケジュールや、深夜作業が続いて作業者が十分な睡眠がとれていない場合、事故が起きてしまうと、労働安全衛生法から逃れようがありません。

さいたまでは、劇場の主催事業であっても、深夜作業を行うのであれば、事業責任者がそれに伴う責任が自分にあることを明確にしてから、施設管理責任者が許可するというようにしています。

また、貸館のアマチュアの主催者は、1日9時から22時の使用時間で、余裕のないスケジュールにやりたいことを目いっぱい詰め込みます。仕込み時間や撤収時間の不足、劇場のサポートスタッフも休憩がとれないなど、労働環境や事故への配慮がなされていません。

主催者は、統括安全管理責任者という自覚もなく、使用時間は自分の自由にできるものと単純に考えているのが現実です。そのような状況が問題であることを、このガイドラインによって、主催者にも少しずつわかってもらうことが大切です。

具体的には、「休憩30分だけでもいいから、取りましょう。」とか、無理なスケジュールの場合は、「前日から借りますよ。」など、危険を回避し、催しを安全に行うためには、「迫りを使用される際は、別途、安全監視要員が必要になります。」とセフティコストがかかることを伝える、いわばコミュニケーション・ツールとしての役割もこのガイドラインにはあります。

進行 簡単に整理します。一つは事故の可能性は否定できないから、どうセフティネットをかけるかということ。そして、貸館もふくめて、安全で自由な創造空間とするためには、主催者にもセフティコストがかかることをわかってもらい、無理なスケジュールを避け、十分な人員配置を行うなど、主催者の応分の負担と管理者の適正なサポートが必要、とまとめさせてください。

公技連の会員が集まり、このガイドラインについて協議したのは初めてです。この会場には、ホールを運営されている方もいらっしゃるの、これからは質疑応答の時間としますので、どなたか…。

会場 地元の市民会館に所属しています。先ほど、神奈川県民ホールの鈴木さんから、隋契の条件として、責任を負えるか、どうかで判断ということでしたが、これは保証金、あるいは技術者の技術力の差、どのようなふくみがありますか。

鈴木 館長は舞台人としての観点で、公演中止のケースを想定されています。県の担当者の隋契はよくないと判断から、保守点検事業者が変更され、その舞台設備で事故が起きたら、県の担当者は責任を取れるのですか、という意味合いです。

もちろん、事故の補償ということも含まれていると思いますが…。

会場 それは資本金がないと、参入できないということですか。

白神 資本金というのは、さまざまな選定の参加資格の条件になり、専門的な設備の施工者を決める場合は、指名競争入札やプロポーザル方式が採られます。

それに対して、隋契というのは、施工者が施工後の保守点検業務などを引き続き行うことです。

鈴木 単純な新規事業者の排除ということではありません。隋契は癒着ととられがちですが、神奈川県民ホールの場合、いろいろ勘案した上で隋契のメリットが認められるものを隋契にしています。

進行 現場としては、技術力や経験を優先したいのです。施工者でなければ、わからないノウハウや、経年劣化についての情報があるので、施工者と隋契にしたいのです。

価格の安さで選定される一般競争入札によって、その設備がよくわからない、技術力の未知数な新規事業者が保守点検を行ったら、セフティネットが外れないかと危惧するのです。

適正な調整がされない、経年劣化の正確な情報も伝えられないような保守点検は避けたい。安全の継続と設備の経年劣化にどう対処するのか。施工者との隋契は、経費の縮減のために安全を軽視しない、安全を確保するセフティコストである、とまとめていいですか。

武藤 青山劇場の改修工事から隋契についてお話します。設備関係の全面的な交換ができる予算があれば、専門メーカーならどこが施工しても構わないのですが、予算が厳しく、一次工事、二次工事と分けなければ劣化部分も交換できない。結果的に隋契で行うしかありませんでした。

鈴木 神奈川県民ホールも2年後に改修工事を予定していますが、青山劇場と同じで要求する仕様をクリアし、予算内で全部交換してくれるのであれば、現行の施工者には拘りません。

市来 世田谷の舞台機構の制御システムはあるメーカーの初期タイプで、一年前、5年間のメーカー保証期間が切れ、その代替機も現在メーカーが2台保有しているだけです。

先日、全館停電があり、そのままでは復旧後、システムダウンするが、30分以内であれば大丈夫ということで、その対応が大変だったことから、このままではもう駄目と判断されたので、新しいシステムへの更新が緊急課題となりました。

丁度、昨年、区の営繕計画の中で施設の長期修繕計画がつくられ、その中の15年目工事として舞台機構制御システムの更新が予定されていたので、前倒しで実施することになりました。

当初見積が2億3千万、交渉の結果、1億8千万。機構設備全体のうち、制御システムだけを交換するので、これは隋契以外あり得ないのですが、区の工事で行うとなると、どうしても隋契理由を理解していただけない。区の所管・営繕・財政の担当者、助役をスノコまで案内し、現場で説明して納得していただき、今年度工事として予算化、昨日工事が終了しました。

隋契とするためには、区の関係者とコミュニケーションをとって、これは必要だと認めていただくこと。何かあった時に、公演が止まる。世田谷パブリックシアターで、例えば野村万斎が主演している公演が止まったら新聞の社会面に出てしまう。それは絶対避けたい。設置者である行政と、設備が原因で公演が止まらない環境をつくるという覚悟を共有する、常にコミュニケーションを図っておかないと、安全を確保することにはつながらないでしょう。

伊藤(久) 何か見せれば国の担当者に理解してもらえるというのであればいいが、新国立劇場では財務省までいく間に伝言ゲームになってしまう。具合が悪いのは、隋契理由を書いたところで、書いた人の意思が最終的に伝わらない。途中で切れて、隋契という方法が一切とれないことになる。

全面改修であっても、われわれは仕様書に一回は部分改修でと書くので、もし新たな事業者が「うちはできます。」といえ、そこに落とさざるを得ない。これが今の新国立劇場の入札です。

このガイドラインは、いずれわれわれの安全のガイドになるでしょう。事業者の選定も同じようにならないか。ぼくが今、期待しているのは、評価型と呼ばれる(プロポーザル方式)ものです。一般競争入札だと1円競争という感じで、1円でも安い方に落ちてしまう。

そうではなく、われわれは仕様書を書いて「このようなことについて提案をください。」、例えば「舞台業務の安全について提案してください。」。と。選定場で何名か委員が点数をつけて、「この安全については30点、この技術については45点。」と評価型の方のポイントがあって、それと別に金額の方のポイントがあって、それで雌雄が決まる。そうすると、われわれは一般競争入札の金額の安さだけじゃなくて、技術力や安全もふくめて、いい事業者を選ぶことができるかな、ということですけども…。

それで林さんの話に戻るのですが、「やはり評価はむずかしいですね。」ということをふまえ、うまく説明できる環境と持論をつくっていかないと駄目なのかな、と…。説明もうまく、評価もきちんとできる。むずかしいと知りつつも、ガイドライン、こういうものをつくって、「…だから、この事業者は安全である。」とか、「…だから、この提案がいい。」と、きちんと言える明確さが必要になって来るのではないかと思います。

進行 責任者の立場で、技術管理のあり方の課題について述べていただきました。予定時間を過ぎましたので、これで終わらせていただきますが、今回の内容をふまえ、基準協の作業部会や分科会に反映させていただければと思います。

ガイドラインづくりは時間がかかる作業です。公立ホール関係者にはまだ周知されていませんので、今後は公技連の関係者だけでなく、さまざまな立場の方にご参加いただくことが重要になります。

今回はガイドラインの内容に沿った形で進行することができず、お集まりいただいた方の期待を裏切ったかもしれません。これは進行役の拙さによるもので、お詫びいたします。

また、公技連の会員施設においても、ガイドラインについての取組みは始まったばかりです。是非、各地でこのようなシンポジウムを開催していただければと思います。

会場のみなさんにおかれましても、新たなご質問やご意見がありましたら、いつでも結構ですので、北九州芸術劇場:垂水までお寄せください。最後に、本日はどうもありがとうございました。